

業務委託仕様書

I. 委託概要

- (1) 委託名称 鹿沼市立西小学校等整備設計業務委託
- (2) 建築場所 鹿沼市上日向 606
- (3) 業務内容 基本設計及び実施設計
- (4) 主要用途 小学校
　　コミュニケーションセンター（事務所）
　　学童保育（児童福祉施設等）
- (5) 敷地面積 19, 303. 89 m²
- (6) 用途地域及び地区の指定
　　用途地域：指定なし（市街化調整区域）
　　防火地域：指定なし

(7) 施設の条件

ア. 対象施設

本事業は、現在の西小学校の敷地に、次の既存施設が有する機能を集約させるものである。なお、集約にあたり、東大芦コミュニケーションセンター及び西小学校学童保育館については児童の安全性及びセキュリティに配慮したうえで、複合施設とすることは可能である。

No.	施設名
1	東大芦コミュニケーションセンター
2	西小学校学童保育館

イ. 施設の構成

整備対象施設は、校舎等、グラウンド・付属施設及び外構で構成される。屋内運動場及び屋内運動場と校舎をつなぐ渡り廊下については整備対象とせず、既存プールは令和9年度、別途解体予定である。既存西小学校学童保育館については、提案によって、別途解体とすることも可能である。なお、本事業では仮設校舎を整備せず、工事期間中は令和8年度末に閉校する加園小学校校舎を仮校舎、加園小学校に隣接する加蘇学童保育館を仮学童保育館として利用する。

1) 校舎等

西小学校は既存校舎を利用し、長寿命化改良工事を行う。エレベーターの新設等、バリアフリー対応を実施する。既存校舎は耐震改修工事を実施済みである。

東大芦コミュニケーションセンター、西小学校学童保育館については、現在の機能を敷地内に集め、西小学校とともに一体的な利用を行う。

2) グラウンド・付属施設

学校のグラウンドと付属施設である。付属施設は、体育器具庫、屋外倉庫、

遊具、手洗い場を含む。

3) 外構

校舎等の外構である。駐車場・駐輪場、スクールバス停車場、給食搬入出車両スペース等、植栽、フェンス、ゴミ置き場等を整備する。

雨水排水設備を適正に計画する。

対象施設

区分	名称
校舎等	西小学校 普通教室、特別教室、特別支援学級、通級指導教室、個別学習室、児童更衣室、校長室、職員室、保健室、会議室、配膳室、昇降機、倉庫、トイレ等
	東大芦コミュニティセンター 事務室、大会議室、小会議室、調理室、防災備蓄倉庫、倉庫、トイレ、給湯室、授乳室等
	西小学校学童保育館 活動室、静養室、事務室、倉庫、トイレ、手洗い等
グラウンド・付属施設	グラウンド、体育器具庫、屋外倉庫、遊具、手洗い場等
外構	駐車場・駐輪場、スクールバス回転場、給食搬入車両駐車場、植栽、フェンス、ゴミ置き場等

詳細は「【資料1-5】西小学校等整備方針詳細」を参照とする。

II. 業務仕様

1. 仕様書の適用

本仕様書に記載された事項のうち「・」の付いたものについては、「○」印が付いたものを適用する。

2. 一般事項

- (1) 設計に際し、建築基準法、その他関係法令の規制等を十分調査し、それらの法令に基づき計画を立て、国土交通大臣官房官庁営繕部監修の各工事標準仕様書等(令和7年度版)に適合したものとすること。
- (2) 設計期間を厳守し、担当職員の指示する予算内で計画すること。
- (3) 管理が容易で経済性に優れ、耐久性のある施設となるよう計画すること。
- (4) 主要材料・工法の選定については、地場産材の活用を積極的に図ること。
- (5) その他、設計に際し疑問点、問題点、細部の設計に関することは、担当職員と十分打合せを行うこと。
- (6) 令和9年度当初予算要求の〆切（9月末）までに概算工事費の検討を行い市へ提出すること。
- (7) 実施設計図書等の作成が終了したときは、検査用図書を提出し契約書約款第31条の規定による発注者の検査を受けなければならない。提出の際は、積算チェックシート（市より提示するものを使用）を添付すること。
- (8) 検査に合格した時は、成果品をまとめ提出する。提出部数は、発注者の定める

部数とする。

(9) 成果品は紙および電子納品とし、製本図面を含む。

電子納品は、「鹿沼市電子納品運用ガイドライン」の基準を適用する。

3. 業務着手前提出書類

業務に先だち下記の書類を提出すること。

(1) 業務実施工程表

(2) 業務職員報告書

4. 資料の貸与

業務に必要と思われる次の資料を貸与する。

①参考設計図書

・敷地調査報告書

②R I B C 2用ファイル（電子媒体）

③アスベスト事前調査報告書

④既存図面

東大芦小学校新築工事設計図（①紙、PDF形式・CADデータ）

西小学校増築工事設計図（①紙、PDF形式・CADデータ）

西小学校大規模改造工事施工図（①紙、PDF形式・CADデータ）

西小学校耐震補強工事設計図（・紙、PDF形式②CADデータ）

鹿沼市立小学校空調設備(平成30年度)賃貸借（・紙、PDF形式③CADデータ）

鹿沼市立小中学校34校 LED化におけるESCO事業（①紙、PDF形式・CADデータ）

鹿沼市西小学校学童保育館新築工事（・紙、PDF形式④CADデータ）

鹿沼市立西小学校屋内運動場空調設備設置工事（・紙、PDF形式⑤CADデータ）

鹿沼市立西小学校屋内運動場長寿命化改良工事（・紙、PDF形式⑥CADデータ）

5. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

標準業務とは、令和6年国土交通省告示第8号による。

ア. 基本設計

①建築（総合）基本設計に関する標準業務

②建築（構造）基本設計に関する標準業務

③電気設備基本設計に関する標準業務

④機械設備（⑤昇降機）基本設計に関する標準業務

イ. 実施設計

①建築（総合）実施設計に関する標準業務

（設計意図の伝達業務を除く）

②建築（構造）実施設計に関する標準業務

（設計意図の伝達業務を除く）

④電気設備実施設計に関する標準業務

(設計意図の伝達業務を除く)

⑤機械設備(④昇降機)実施設計に関する標準業務

(設計意図の伝達業務を除く)

(2) 追加業務の内容及び範囲

①積算業務

(積算数量算出書の作成、積算数量調書の作成、複合単価(代価表・別紙明細・見積検討を含む)等の作成、見積収集及び見積比較表の作成)

②概略工事工程表の作成

- ・透視図作成及び写真撮影
- ・模型製作及び写真撮影

③計画通知申請手続き業務(各種行政手数料は含まない)

- ・構造計算適合性判定に係る手続き業務

④建築物省エネルギー消費性能適合性判定に係る手続き業務

⑤関係法令等に関する各種申請書類の作成及びその申請手続き業務

(開発許可申請に関する業務及びそれに付随する敷地測量業務を含む)

- ・防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続き業務

⑥省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務(各種行政手数料は含まない)

- ・電波障害対策等に必要な資料の収集及び机上検討業務

⑦地質調査業務

ボーリング調査及び標準貫入試験を行うこと。調査個所と数量は監督員との協議による。調査の結果を取りまとめの上、調査結果報告書として提出すること。

地盤情報(機械ボーリングで得られたボーリング柱状図)については、事前に監督員の確認を受けた上で、「一般財団法人国土地盤情報センター」の検定を受け、「地盤情報データベース」に登録すること。調査結果報告書の提出の際には、一般財団法人国土地盤情報センターから受領した検定証明書を添付し、成果が検定済みであることを報告すること。

⑧アスベスト含有分析調査業務 定性分析 12 検体程度を想定

書面調査及び現地調査を実施し、アスベストが含有されていると思われる資材の調査を行うこと。必要に応じて分析調査を実施することとし、試料の採取場所と個数については監督員との協議による。

調査は建築物石綿含有建材調査者等の有資格者が行うこととし、調査結果報告書を提出すること。※試料採取に当たっては、適切な飛散防止対策等を行うこと。

- ・BELS(建築物省エネルギー性能表示制度)に係る評価申請に関する書類の作成及び申請手続き業務(各種手数料は含まない)

⑨RC造校舎の構造躯体に関する耐力度調査業務

公立学校建物の耐力度調査実施要領(平成30年4月2日29文化施第422号)に基づく調査のうち、「コンクリート中性化深さ等及び鉄筋かぶり厚さ」「コンクリート圧縮強度の調査」を行うこと。

2. 作成図書

(1) 基本設計

基本設計の成果物の体裁・提出部数等は表1-1による。

(表1-1)

種 別	部 数	備 考
④建築基本設計図書*	1部(A3)	
④電気設備基本設計図書*	1部(A3)	
④機械設備基本設計図書*	1部(A3)	
④設計打合せ議事録	1部(A4)	
④現地現況調査図面	1部(A4)	
④基本調査表	1部(A4)	
④法令チェックシート	1部(A4)	
電子納品	電子媒体(CD-R)	2部提出

*基本設計図書の構成は令和6年国土交通省告示第8号により、下記を標準とする。

<基本設計>

① 建築基本設計図書

1)建築計画書

配置計画、動線計画、意匠・平面計画、景観計画、色彩計画、防犯防災計画、バリアフリー計画、省エネルギー・エコ計画、コスト縮減計画、維持管理のための対策計画、その他、工事工程、施工計画

2)建築基本設計図

3)構造計画書

4)工事費概算書

5)各種技術資料(実施設計に必要な基本的事項を決定するための資料及び検討書)

②電気設備基本設計図書

1)電気設備概要書

2)電気設備基本設計検討書

電気設備概要、各種電気設備方式選定検討書、概略計算書、主要な電力・通信幹線ルート図、電気室・自家発電機室の納まり検討図、電力・通信の供給状況の調査及び関係機関との打合せ、その他実施設計に必要な基本的事項を決定するための資料及び検討書等

3)各種技術資料(実施設計に必要な基本的事項を決定するための資料及び検討書)

③機械設備基本設計図書

1)機械設備概要書

2)機械設備基本設計検討書

各種機械設備方式選定検討書、材質比較検討書、概略計算書、主要ダクト及び主要配管ルート図、上下水道・ガスの供給状況の調査及び関係機関との打合せ、その他実施設計に必要な基本的事項を決定するための資料及び検討書等

3)各種技術資料(実施設計に必要な基本的事項を決定するための資料及び検討書)

(2) 実施設計

実施設計の成果物の体裁・提出部数等は表1-2による。

(表1-2)

種 別	部 数	備 考
◎設計打合せ議事録綴	1部(A4)	
◎設計説明書	1部(A4)	
◎建築物実施設計計画書 建築工事 ◎現地調査報告書 ◎現地現況調査図面 ◎基本調査表 ◎法令チェックシート ◎設計品質基準達成状況報告書 ◎構造計算書 ◎基礎工法選定理由、コスト比較 電気設備工事 ◎能力・容量等計算根拠 機械設備工事 ◎能力・容量等計算根拠 ◎耐震改修補強工事における「補強計画概要書」	1部(A4)	
◎実施設計図書 ◎実施設計図 ◎実施設計書※1	1部(A3) 1部(A4)	
◎設計採用単価比較表綴※2	1部(A4)	
◎採用見積比較表綴※3	1部(A4)	
◎見積書綴	1部(A4)	
◎数量計算書綴※4	1部(A4)	
◎設計計算書綴 ◎建築工事 ◎建築基準法に基づく採光、排煙等の計算、 ◎構造計算 ◎省エネルギー関係計算書 ・その他() ◎電気設備工事 ◎受変電計算 ◎電路計算 ◎負荷容量計算 ・非常用発電計算 ◎照度計算 ◎高調波計算 ◎弱電容量 ・その他() ・機械設備工事 ◎空調負荷計算 ◎配管容量計算 ◎換気計算	1部(A4)	

●高調波計算 ・その他()		
●現場監理用設計図書 二つ折り製本設計図	製本サイズ、部数 は協議による	
●計画通知等の各種法定手続き書類	副本一式	
●積算チェックシート	1部(A4)	
●工事費概算書	1部(A4)	
●概略工事工程表	1部(A4)	
●地質調査結果報告書	1部(A4)	
●アスベスト含有分析調査報告書	1部(A4)	
・BELSに関する申請図書		
・電波障害対策資料		
電子納品	電子媒体(CD-R)	2部提出

※1 書式は公共建築工事営繕積算システム「RIBC2」の内訳書数量入力システムを使用して作成する。

※2 工事ごとに作成し、採用単価の出所を明らかにすること。

比較表は「RIBC2」による単価を除き、刊行物による単価、見積書による単価、歩掛り等による作成単価など出所と金額の比較が容易に出来るよう作成すること。

※3 採用見積比較表綴を作成する際にとった見積書は、各工事の工種別に整理して提出する。

見積の依頼は3社以上とし、依頼先については担当職員と協議すること。(3社取ることが困難な場合や金額に大きな開きがある場合には、担当職員と協議し指示を受けること。)

※4 工事種別ごとに作成し、建築数量積算基準に基づき数量の拾い書と集計表を作成する。拾い書は、部位ごとの拾い寸法、拾い箇所が特定出来るよう、図面等を添付すること。

(3) 設計図作成要領

ア. 基本設計

基本設計における図面の記載内容は、表2-1及び表2-2による。

(表2-1)

成 果 物	縮 尺	摘 要
建築 〔総合〕 ○計画説明図 ○仕様概要表 ○仕上表 ○面積表及び求積図 ○敷地案内図 ○配置図 ○平面図（各階） ○断面図 ○立面図（各面） ○矩計図（主要部詳細） ○日影図 ○透視図 ○各種技術資料 .	— — — — — 1/100又は1/200 1/100又は1/200 1/100又は1/200 1/100又は1/200 1/30又は1/50 — — —	
建築 〔構造〕 ○基本構造計画案 ○構造計画概要書 ○仕様概要書 ○各種技術資料 .	— — — —	

(注) 1 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。

- 2 「総合」とは、建築物の意匠に関する計画並びに意匠、構造及び設備に関する設計を取りまとめる設計をいう。
- 3 「構造」に掲げる成果図書は、「意匠」に掲げる成果図書に含まれる場合がある。
- 4 「設計説明書」には、設計主旨及び計画概要に関する記載を含む。
- 5 「計画概要書」には、仕様概要及び計画図に関する記載を含む。
- 6 建築物の計画に応じ縮尺を変更とする場合、監督員との協議による。

(表2-2)

成 果 物	縮 尺	摘 要
電 気 設 備 ◎電気設備計画説明書・概要書 ◎仕様概要書 ◎各種技術資料 ・	— — — —	
機 械 設 備 ◎空気調和設備計画説明書・概要書 ◎給排水衛生設備計画説明書・概要書 ◎昇降機設備計画概要説明書・概要書 ◎仕様概要書 ◎各種技術資料 ・	— — — — —	

- (注) 1 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。
- 2 「電気設備」及び「機械設備」に掲げる成果図書は、「意匠」に掲げる成果図書に含まれる場合がある。
- 3 「設計説明書」には、設計主旨及び計画概要に関する記載を含む。
- 4 「計画概要書」には、仕様概要及び計画図に関する記載を含む。

イ. 実施設計

実施設計における図面の記載内容は、表3-1、表3-2及び表3-3による。

(表 3 - 1)

(注) 1 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。

2 「総合」とは、建築物の意匠に関する計画並びに意匠、構造及び設備に関する

する設計を取りまとめる設計をいう。

- 3 建築物の計画に応じ縮尺を変更とする場合、監督員との協議による。

(表3-2)

成 果 物	縮 尺	摘 要
電 氣 設 備	○表紙及び図面目録	—
	○特記仕様書	—
	○敷地案内図	—
	○配置図	1/100又は1/200
	○電灯設備図	1/100又は1/200
	○動力設備図 ・雷保護設備図	1/100又は1/200 —
	○受変電設備図	—
	○電力貯蔵設備図	—
	○発電設備図	—
	○通信・情報設備図	1/100又は1/200
	○音響・拡声設備図	1/100又は1/200
	○誘導支援設備図	1/100又は1/200
	○テレビ共同受信設備図	1/100又は1/200
	○火災報知設備図 ・中央監視制御設備図	1/100又は1/200 —
	○構内設備図	1/100又は1/200

- (注) 1 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。
 2 発電設備、非常電源設備は原則として図面を分離して構成する。
 3 建築物の計画に応じ縮尺を変更とする場合、監督員との協議による。

(表3-3)

成 果 物	縮 尺	摘 要
機 械 設 備	◎表紙及び図面目録	—
	◎特記仕様書	—
	◎敷地案内図	1/100又は1/200
	◎機器表・器具表	—
	◎配置図	1/100又は1/200
	◎空気調和設備図	1/100又は1/200
	◎自動制御設備図	1/100又は1/200
	◎給排水衛生設備図	1/100又は1/200
	◎消火設備図	1/100又は1/200
	◎厨房設備図	—
	◎雨水利用設備	—
	◎排水再利用設備	—
	◎浄化槽設備図	—
	◎ごみ処理設備図	—

- (注) 1 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。
- 2 担当者の指示により給排水衛生設備、空気調和・換気・排煙、昇降機に分け構成する。
- 3 建築物の計画に応じ縮尺を変更とする場合、監督員との協議による。